

本当にお得？

注文確定の前に契約内容をしっかり確認

(事例) スマートフォンでインターネットを使用した時に、通常約6千円のシャンプーが初回500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、細かい文字で「5回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面を下に移動しなければ全体が表示されず、前回は気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。

<ひとつことアドバイス>

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- トラブル回避のために、最終確認画面を保存しておきましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 意図しない契約をしてしまったなど困った時はすぐにご相談ください。

浦河町消費生活センター 8月分相談件数 1件
浦河町消費者被害防止ネットワーク

不安に思った場合やトラブルが生じた場合はすぐにご相談ください

☎ 浦河町消費生活センター 22-6667 ・ ☎ 消費者ホットライン 188 ・ ☎ 警察相談電話 #9110